
令和7年 第124回(定例)神河町議会会議録(第3日)

令和7年6月24日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和7年6月24日 午前9時開議

- 日程第1 第59号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 第60号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 第61号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 第62号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 第63号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第59号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 第60号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 第61号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 第62号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 第63号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程第1 第68号議案 財産処分の件
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

出席議員(11名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	藤 原 寿 一
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	中 野 憲 二	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹	木 村 弘 美
税務課長	中 島 宏 之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井 出 博	北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高 階 正 三
.....	藤 原 一 宏	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前 川 穂 積	井 上 淳 一 朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
.....	岩 田 勲	児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長			
.....	石 橋 啓 明		
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
.....	高 橋 吉 治		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） おはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 124 回神河町議会定例会の第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案の審議に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。それでは、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提

出されました第68号議案、財産処分の件について、その審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、提案者の説明を受け、質疑、討論、表決をお願いすることとしています。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第3号、日程第5の第63号議案の表決の後に、議事日程第3号の2の追加日程第1として、第68号議案を加え、審議いただくこととしております。

以上のように、議事日程等について決定し、議長をお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、第68号議案、財産処分の件を、議事日程第3号の日程第5が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第68号議案は、議事日程第3号の日程第5が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、議事日程第3号の審議に入ります。

日程第1 第59号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、第59号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

藤原資広委員長。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。9番、総務文教常任委員会委員長の藤原です。それでは、第59号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審査報告をいたします。

6月11日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第59号議案につきましては、6月13日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

歳入につきましては、質疑はございませんでした。

歳出に移ります。総務費、コミュニティ助成事業についてでございます。企画費のコ

コミュニティ助成事業助成金の減額について、事業内容によって採択と不採択があるが、その詳細はどうなっているのかの問いに対しまして、当初、大山区はエアコンの設置、杉区はエアコンと防災倉庫の設置、猪篠区はエアコンと机の設置を要望されており、その合計額650万円を当初予算で組んでいた。最終的に、助成事業の申請先である自治総合センターからの内示で、大山区のエアコン設置と杉区のエアコン設置のみが採択され、総額340万円となり、猪篠区と杉区の不採択分の合計310万円が減額となっているとの答弁でございました。

次に、大山区と杉区が採択され、猪篠区が不採択だった理由はの問いに対しまして、自治総合センターのコミュニティ助成事業は基本的に町から優先順位をつけて、県に推薦という形で上申することになっている。令和7年度は9集落から要望があり、集会所等にエアコンを設置する要望が多かった。町が何を基に優先順位をつけるのかというと、これまで町の助成金で集会所の改修があったかどうか。また、ほかの補助事業で対応できないかなどを換算して優先順位をつけている。令和7年度の優先順位は、1位に大山区、2位に杉区、3位に猪篠区とし、最終的に1位の大山区と2位の杉区に予算はついたが、3位の猪篠区まで予算がつかなかったとの答弁でございました。

次に、戸籍の振り仮名通知書の作成についてでございます。戸籍の振り仮名通知はがきが来るということだが、そこに振り仮名が記載されているのかの問いに対しまして、通知はがきは6面の圧着はがきになる。1通に記載されるのは4人までで、筆頭者と戸籍に記載されている3人までの氏と名前に振り仮名がついたものが自宅に届く。世帯に5人おられれば、2通のはがきが届くことになる。その振り仮名に間違いがないか確認していただくという答弁でございました。

次に、当初予算では、戸籍の振り仮名通知はがきに音声バーコードは印刷しないという判断で予算計上したが、その後、神崎郡内や姫路市等の状況を見た上で、結果的に音声バーコードは必要という判断によって、今回の増額補正に至ったと説明を受けた。できる方向を考える中で、当初、国の通達を見て安易にできない理由を選んで判断してしまったことが一番の反省点だと思う。神河町は誰一人取り残さない行政を進めなければならない。今回の反省点を受けて、今後、これに限らず、どのように対応されるのかの問いに対しまして、ユニバーサルな社会づくりを考えたとき、字が読めない方はどうしたらよいのかというようなことを思えば、やはりすべきだという考えに至ったのではないかと思う。今回の反省を基に、町として、誰一人取り残さないユニバーサルなまちづくりに努めていきたいという答弁でございました。

次に、民生費関係でございます。定額減税補足給付金についてでございます。不足額給付金の支給対象人数は、非課税と住民税均等割のみ対象で792名とのことだが、どのように算出したのかの問いに対しまして、792名は概算の人数である。算定根拠は、国が示す対象者数を試算するための係数に、納税義務者数を乗じて対象人数を把握しており、その算定で792名となっていると答弁でございました。

次に、農林水産業費関係でございます。農業経営法人化支援補助金についてに係る質疑でございます。農業振興費に集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金がある。これは越知谷営農法人のトラクター購入に係る補助だと思いが、この補助率は幾らで、トラクターの総額は幾らかの問いに対しまして、当補助事業については、トラクター購入金額の消費税抜き金額に対して2分の1の助成を行う。2分の1の助成分については、補助率10分の10で県から入ってくる。購入金額は消費税込みで730万円、48馬力のトラクターと聞いていると答弁でございました。

次に、農業法人化の推進支援で農家も非常に助かっている。農業法人化しても経営はかなり厳しい状況で、黒字にはなかなかできないと思う。特に越知谷地域は米しか作れないので、厳しい状況が続いている。ほかの農業法人も厳しい状況の中、何とか農業を守ろうと頑張っておられるので、町からもてこ入れしてもらえないかの問いに対しまして、これからの農業を何とか振興させるためには、あらゆる支援を考えるべきと思っている。今回、現実的で有利な補助制度を活用したが、半分は地元負担になっている。さらなる支援策については、担当部局と話をしながら、また、担い手農家の方々と議論しながら進めていきたいという答弁でございました。

次に、商工費でございます。グリーンエコー笠形グラウンドゴルフ場の維持管理についての質疑でございます。グリーンエコー笠形のグラウンドゴルフ場を整備されるが、グラウンドゴルフ場だけでなく、いろんな観光施設の整備や維持管理をする経費として、当初予算で1億7,000万円ぐらい計上されている。これをやっていく目的は何であるか承知してるかの問いに対しまして、神河町の商工観光振興として、観光交流人口100万人を目標にしているが、そこに少しでも近づきたいという思いの中で、町の施設を維持管理していくために行っている。利用されるお客様の安全の担保や、きれいな施設で満足度を上げていくために維持管理が必要な箇所に充てるべきものと理解している。

あわせて、なぜ観光交流人口100万人かという考え方だが、多くの方に神河町を知っていただくこと、それによって関係人口ができて定住につながれたらというのが町の基本姿勢である。もう一つは、町内の経済がそれによって回ることで、働く場所の提供にもなるということが観光施設が持っている特色の一つでもあるので、働く場所がいっぱいできていくことも大きな目的であるとの答弁でございました。

次に、450万円で獣害対策の整備を予定しているが、外周の柵を造るだけでもかなりかかると思う。小動物用の獣害対策もしようとすれば、当初予算の450万円で足りるのかの問いに対しまして、獣害対策については、今ある鹿柵の足元をガルバリウム鋼板で覆い、小動物が入らないよう編み目の小さな柵をその上に張って補強する予定である。今ある柵をベースに補強していくため見積額が相当安価だったので、450万以内で整備ができると思っているとの答弁でございました。

続きまして、見積額が相当安価だったとのことで、今の説明では、当初予算の説明以上のことをしようとしているように聞こえたが、最終的にどういう工事をしようとして

いるのかの問いに対しまして、大きくは2つの工事で総額450万円となる。獣害対策として、ガルバリウム鋼板の張りつけと、柵の編み目を小さくして小動物が中に入らないようにすることが1つ。もう一つは、傷んでいる芝生があるので、修繕してグラウンドゴルフができるようにする。全面を昔のようにきれいな芝生にするのは無理なので、今回はグラウンドゴルフがつつがなくできるレベルに直すことで450万円を予定しているという答弁でございました。

次に、現状は野生動物による被害でかなり傷んでおり、目土を入れるだけでは無理で、ある程度整地して、芝生も張り替えしないと駄目だと思う。もしするならその金額でできるのかの問いに対しまして、修繕内容については当初予算で提案し、審議いただいて可決したということで、執行部としては当初提案で説明した内容で施工し、しっかりと実証するということがまず必要だと思っている。スピード感を持ってしっかりとこの工事にかかることが大事だと思っているという答弁でございました。

次に、教育費関係でございます。フリースクールへの支援事業についての質疑でございます。フリースクール等へ通う児童生徒への支援事業補助の関係で、今後、フリースクールへ通う児童生徒の増加の可能性は予想されているのかの問いに対しまして、現状の人数に転入生などを想定して、小中学校それぞれ1名分をプラスした予算組みをしている。学校教育を所管している側としては、学校に来ていただくということを保護者や子供に訴えて取組を進めたいと考えており、今後の予測については不確定ということで御理解いただきたいという答弁でございました。

フリースクールに行っている児童生徒は、町内で所属している学校に全く来ておらず、授業も受けていないのかの問いに対しまして、授業は受けていないが、学期に1回は保護者と一緒に学校へ来ていただき、面談と身体検査をして心身の状態を確認しているという答弁でございました。

以上が主な質疑応答の内容でございます。なお、詳細につきましては、審査報告書を御覧いただきたいと思っております。

これで、第59号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第59号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第59号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、第60号議案から第63号議案について経過を説明します。

第60号議案から第63号議案については、6月11日の本会議において、町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。先ほど第59号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第2号）が可決されましたので、各議案について討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 第60号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第60号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第60号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第61号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、第61号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第61号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第62号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、第62号議案、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第62号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第62号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第63号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、第63号議案、令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第63号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5が終わりましたので、議事日程第3号の2の審議に入ります。

追加日程第1 第68号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第1、第68号議案、財産処分の件を議題とします。事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第68号議案 財産処分の件
.....

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

旧神河町農村環境改善センターの土地及び建物を、本年6月24日より民間事業者の有償及び無償で貸し付け、ウイスキー樽熟成蔵置場等として活用しようとするものです。

土地については、根宇野1022番地の11、7,080平方メートル、建物については、農村環境改善センター1棟、延べ床面積1,059平方メートルを10年間、貸し付けしようとするものです。

貸付けの相手は株式会社グロースターズでありまして、まずはウイスキーの熟成蔵として利用し、後の予定としては、蔵の見学会やウイスキー造り体験、試飲やウイスキーの直営販売など、人を呼び込む思いを持たれています。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。それでは、第68号議案について、詳細説明をさせていただきます。

経過としましては、旧神河町農村環境改善センターの跡地活用について、5月13日の産業建設常任委員会にて利活用業者公募についての協議、同日、地元根宇野区長へも公募実施について協議をした上で、5月16日から6月13日まで公募を実施いたしました。

6月16日に応募業者によるプレゼンテーション及び審査を行った結果、株式会社グロースターズを契約候補者として選定し、6月22日に地元根宇野区の役員の方々にお集まりいただき、地元説明会を開催しました。また、同日、駐車場地権者にも説明をさせていただきました。

まず、地元説明会では、参考資料の3ページ以降のとおり、株式会社グロースターズから提案説明をされ、周辺施設の自然環境を生かして、神河町の活性化、地域の活性化に貢献できるよう、いろいろな取組を行っていきたいという提案でした。区のほうからは特に御質問もなく、反対する理由はありませんとのことでした。この説明を受けた上で、地元根宇野区として受け入れることへの理解を得たところです。駐車場地権者への提案説明では、特に御質問もありませんでした。提案について受け入れることへの理解を得たところです。また、駐車場、栗園の賃貸借契約については、今は町と賃貸借契約を結んでおりますが、次は業者さんから駐車場、栗園所有者さんへ直接お支払いしていただく契約へ変更として、所有者さんから御理解を得ております。

参考資料3ページから11ページは企画提案書、12ページには収支計画を添付して

おります。契約後、直ちに雨漏り改修に取りかかり、まずはウイスキー樽置場として取り組んでいきたい、そして、徐々にウイスキー造り体験やウイスキーの試飲、直売といった計画を進めていきたい。

収支計画で主な収入としましては、ハンドフィルMyウイスキー造り、ハンドフィルとは、樽から直接ボトルにウイスキーを注ぎ、自分でラベルを貼って持ち帰ることができる体験でございます。ウイスキーの試飲、直売の売上げが主なものとなっております。

当面はウイスキー樽置場としての利用が主な事業となりますが、神河町の自然豊かな環境ときれいな空気、名水街道等を中心に、ウイスキー樽の観光熟成蔵置場を通じて神河町の宣伝、発信、また、周辺施設の自然環境を生かして、地域とともに町の活性化に貢献できるよう、いろいろな取組に挑戦し続けたいとの思いであると考えております。

続きまして、13ページからは、旧神河町農村環境改善センター賃貸借契約書（案）を添付しております。契約期間を議決日からとしておりまして、本日、6月24日から10年間とし、建物は無償、土地につきましては5年間免除、その後、3年ごとに見直すこととしております。賃料はその他の施設同様に、固定資産評価額から算定した賃料を基礎額として算出しております。

第9条には解約に関する条文、第14条には明渡し及び原状回復に関する条文を明記し、第20条では協議として、本物件を改築、改造もしくは修繕、または新築、増築もしくは移設する場合は、その内容について事前に神河町の承認を得なければならないとする条文を明記しております。また、地元住民の優先雇用についての配慮についても御理解を得たところです。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。まず最初にお聞きしたいことは、この農業改善センター、いつ建築されたものですか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。建築年は昭和60年でございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。一番新しい耐震基準は西暦2000年、平成12年なんですよ。それから、耐震の改築等はされたんでしょうか。もしそれがされてないとするれば、耐震基準に沿ってない建物を、無償であったとしても、賃貸することに問題はないのか、その後、何か問題が起きたときに、どちら側に責任があったのか、問われたときに、どういう対処を考えておられますか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。まず、耐震基準についてでございます。旧農村環境改善センターにつきましては昭和60年建築でありまして、新耐震基準、昭和56年、1981年6月以降に新耐震基準につきましては適用をされております。ですので、昭和56年以降の建築でございますので、その基準を満たしておるところでございます。

それと、もう一つは、もしそういった地震によって倒壊とかいうような事故が起きた場合の分でございますが、すみません、参考資料の14ページにございます維持管理に関する、瑕疵に関するところでございます。第12条、甲は乙に対し本物件を現状有姿で引き渡す。2項で、甲は本物件の維持管理に責任を負わないものとし、乙は使用収益に必要な一切の修繕費用を負担するものとするということでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。19ページの契約書を見たんですけど、これ提案になるんですけど。

○議長（澤田 俊一君） 何ページですか。

○議員（2番 木村 秀幸君） 19ページ。ちょっと待ってくださいよ。

○議長（澤田 俊一君） タブレットで何ページですか。

○議員（2番 木村 秀幸君） タブレットで言うたら、16ページですね。16ページのところの、連帯保証人とかはつけることはできないんでしょうか、お聞かせください。日本人の方で連帯保証人とかをつけることはできないのでしょうか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。本賃貸借契約書（案）でございますけれども、この契約書に連帯保証人をつける必要はないと考えておりますので、つけておりません。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。中国籍の方と以前お聞きしました。一応調べてみたんですけど、ちょっと中国籍、中国の方って、契約書とかはそんなに守らないっていうのが結構書いてあったんです。それやったら、この方、いい方だと思うんですけど、連帯保証人とかつけれるようになれば、僕たちも快くオーケーできるかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員、ただいまの発言の中で、特定の国の方、全体を指すような発言がありました。少し訂正をお願いしたいと思います。

○議員（2番 木村 秀幸君） すみません。外国籍の方がここに契約で載ってます、ここに連帯保証人を入れることをお願いしたいです。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。そういう懸念もあろうかと思ひまして、弁護士のほうの確認作業、リーガルチェックもかけてます。そのときのアドバイスとしては、日本国での契約ですので、全ての法律は日本の法律に基づいて行われるということなので、どこの国籍であったとしても心配はないですというふうに断言をされておりますので、大丈夫だと思います。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。先ほど土地の貸借、お金の件があったんですけども、今、駐車場とそれから栗林ですか、ここは町のほうが負担しておることなんです。今、約50万ぐらいだったと思うんですけども、その金額は今後はもう町は一切なしということですのでよろしいんですね。

それと、もう1点は、例えばこれが可決されれば、今日から使用という形で日数計算して、また、町から支払うべき今年度分の金額を利用者から頂くというような形でよろしいのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。駐車場、それと栗園の分につきましては、町からの負担が今後はなくなると、今日以降はなくなるということでございます。

それと、駐車場、栗園の分の借受人のほうからちゃんと入ってくる予定と、頂く予定ということに、そうです、契約の日から負担をいただくということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 高橋参事、質問の中には、町の支払うべき額と、事業者が今後支払うべき額の、今月分の日割り計算はどうですかという質疑がありましたが、いかがですか。

高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。失礼いたしました。駐車場、栗園につきましては、年50万円の賃料というところがございますが、役場のほうとしましては、4月1日から6月23日、昨日でございます、の分が50万円分の日割り計算としまして、365日分の84日ということで、今年度の分につきましては11万5,068円になろうかと思っております。そして、株式会社グロースターズさんが負担していただくものとしましては、本日、6月24日から今年度であれば3月31日ということで、50万円掛ける365日分の281日になります。計算をいたしますと、38万4,932円を御負担いただくということになる予定と考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点確認させてください。以前、川上小学校でコオロギの養殖がありました。このときに、結局5年、土地代金無料ということでしたが、結局5年以内にいなくなりました。今度の場合も5年間は無料です。116万円ですかね、ぐらいのお金が、結局5年以内にいなくなったら、結局何も元が取れないということなんですけど、その辺のことに関しての保証的なものは何かありますか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。保証というものは特にございませぬ。ただ、先ほど副町長からありましたように、日本の法律に基づきまして、それに基づいた処分、処分といいますか措置を行っていくというところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） すみません、ちょっと御質問の意図とずれてたと思うんです。

本来ですと、順調にいきますと賃料がもらって町にも収益があると。当然、法人税等も入ってくると思うんですが、それがうまくいかなかったときに何の収益も起きないという御指摘だったと思うんです。その点に関しての保証っていうのは本当に一切ございませぬ。ただ、町の思いとしては、ベンチャー企業とかいろんな企業にチャレンジしていただいて、町に損害を与えないことだけ担保しておいて、うまくいってくれたらいいなということで、5年間は見守っていくというふうにしてますので、うまくいくことを祈りつつ、5年を見ていくというふうな姿勢で対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。これ3回目なんで、もう最後ですね。

○議長（澤田 俊一君） はい。

○議員（7番 松岡 宣彦君） このグロースターズの会社について、私も中国の方が、こちらで御商売されてっていう方も多く知り合いがあるもんで、神戸のほうの方にいろいろと話を聞いてみたり、それから、神戸フルーツ・フラワーパークのほうの関係もいろいろと自分なりに調べてみたんですが、この中で、企業としては酒類貯蔵会社っていう内容らしいんですね。何ページやったかな。企画提案書の4ページが一番下のところに書いてあるのが、近い将来、当社の第二ウイスキー蒸留所開設に向けてって書いてあるんですが、その第一ウイスキー蒸留所っていうのはどこにあるとか、本社の所在地とか、実際に向こうの事業をしておられる内容を十二分に役場として調査されたんですし

ようか。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。フルーツ・フラワーパークの蒸留施設につきましては、見学に行かせていただきました。また、会社の情報等につきましては、帝国データバンクによりまして、その内容、事業規模であったりとかということにつきまして調べさせていただいた上で、このグロースターズさんから御提案を受けて、したものにつきまして審査し、候補者として選定したものでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第68号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決しました。

議事日程第3号の2の審議が終了しましたので、議事日程第3号に戻ります。

日程第6 議員派遣の件

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、配付のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第7 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございました。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査と

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された議案は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第124回神河町議会定例会を閉会します。

午前9時46分閉会

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は6月11日に開会され、本日まで14日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、報告6件、諮問1件、専決処分の承認4件、人事案件1件、条例の廃止1件と一部改正3件、財産処分1件、契約2件、各会計補正予算9件の計28件でありました。

令和7年度一般会計補正予算（第2号）は総務文教常任委員会に付託し、精力的に審査を行っていただきました。その御労苦に対し、深くお礼を申し上げます。

各議案とも議員各位の慎重かつ真摯な審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。改めまして、議員各位の御精励と御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問には5名の議員が登壇し、町政の課題を執行部にただし、議員自らの政策提言を行いました。

町長はじめ執行部の皆様には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたことを深く敬意を表します。審議の過程において、各議員から述べられました質疑、意見等につきましては、今後の町政に十分に反映され、より一層住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、7月6日には図書コミュニティ公園「桜空」がオープンします。子供からお年寄りまでに愛され、桜空の名前のごとく、多くの歓声と笑顔が咲き誇り、神河町の未来をつくり出す場となりますよう、切にお願いしておきます。

今年の夏も全国的に猛暑が予想されております。皆様におかれましては、体調に十分御留意の上、今後とも住民福祉の向上と町政のさらなる発展のため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも、第124回神河町議会定例会閉会に当たり、一言お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

6月11日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には本会議並びに委員会を通じ、慎重審議いただきました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は、一般会計はじめ、全ての案件を原案どおり御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。今定例会で議員各位よりいただきました御意見、御提言につきまして真摯に受け止め、各種事業、予算執行に努めてまいります。

次に、先日開催されました6月議会一般質問、そして、翌日の新聞報道にもございましたが、11月執行の神河町長選挙について、引き続き町政のかじ取り役を担う決意を表明させていただきました。この4年間、「人権尊重のまち」、「クールチョイスなまち」、「恒久平和のまち」など、持続可能で多様性を尊重する町を実現するため、まちづくりのキャッチフレーズを「交流から関係、そして定住」、みんなが元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」を掲げ、行政課題解決に向け、第2次神河町長期総合計画の基本構想及び前期、後期基本計画の内容を基本とし、令和4年度に策定をいたしました2050神河将来ビジョンを軸に、「変わらない風景を未来の世代へ」という理念の下、少子高齢化、人口減少対策を強力に推進するため、また、4期目のスタートは新型コロナウイルス感染症拡大の真ただ中であり、一日も早い終息と、疲弊する地域経済の回復、低下を懸念される地域力の回復と持続化に向けて全力で取り組んでまいりました。さらに、発展、加速させるためにも、国の地方創生2.0と2050神河将来ビジョン、神河町長期総合計画後期基本計画、神河町第3期地域創生総合戦略を連動させながら、令和7年が神河町誕生20年の節目であることも含めて、神河町地域創生の新たな飛躍の年と位置づけて、さらに元気な神河町をつくっていく決意でございます。

終わりに、7月3日公示、20日投開票の日程で、第27回参議院選挙通常選挙が予定されています。地方創生2.0の加速化、物価高騰対策等、極めて重要な選挙であります。投票への啓発を強めて、あわせて、投票率向上に努めてまいります。

今朝の神戸新聞で地域版には、猪篠地区の見頃を迎えたアジサイの記事が掲載されておりました。また、7月6日にはいよいよ図書館コミュニティ公園「桜空」がオープンをする運びとなっています。そして、いよいよ本格的な出水期に入っております。行政として、集中豪雨に対する迅速な情報収集と、住民への情報提供に、より一層努めてまいります。

これから暑さも厳しさを増してまいります。議員各位には今後とも健康には十分御留意いただきまして、各種事業推進に対する御支援、御協力と、町政発展のため、引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせて

いただきます。ありがとうございました。

午前 9 時 5 3 分
